

市庁舎駐車場施設設置場所貸付事業者選考にかかる
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

逗子市庁舎に設置されている駐車場について、利用の適正化、維持管理の効率化及び市有財産の有効活用を図るため、民間事業者の専門的な技術・手法・経験を活用した駐車場の運営を行うことを目的に、事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2 事業の概要

(1) 事業名

市庁舎駐車場施設設置場所貸付事業

(2) 事業内容及び条件等

別添「市庁舎駐車場施設設置場所貸付事業仕様書」のとおり

(3) 貸付期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日まで 5年間

(4) 提案見積下限額（市にお支払いいただく貸付料）

月額 220,000 円（うち消費税及び地方消費税相当額 20,000 円）

3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、契約締結までの間に資格要件のいずれかに該当しないことが判明した場合には、失格とする。

(1) 令和5・6年度逗子市一般競争入札参加資格（一般委託「その他の業務請負等委託」）

の認定を受けている者であること。

(2) 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準に基づく停止措置を受けていないこと。

(3) 本事業に関する仕様書の内容を適切かつ確実に履行できる事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団等でないこと。
- (9) 法人又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 過去5年以内に地方公共団体と同種及び同程度と認められる業務を元請として契約した実績があること。
- (11) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）を取得していること。

4 スケジュール

選定に係るスケジュールは次のとおりとする。

実施要領配布（市ホームページ公開）	2月26日（月）～3月14日（木）
質問書提出期限	3月4日（月）午後5時まで
質問書の回答	3月7日（木）まで
提案書等の提出期限	3月14日（木）午後5時まで（必着）
審査（選考）	3月中旬
事業者の決定及び公表	3月下旬

5 質問

- (1) 質問事項があれば質問書（様式1）により、3月4日（月）午後5時までに電子メールにて提出すること。

提出先メールアドレス kanzai@city.zushi.lg.jp

メールの件名は「駐車場プロポ質問」としてください。

- (2) 質問内容及び回答は、3月7日（木）までに、随時、市ホームページに掲載する。

6 提出書類等

- (1) 提出書類及び部数

- ・提案書（様式2） 1部
- ・企画提案書 3部
- ・見積書（様式3） 1部
- ・地方公共団体と同種及び同程度の業務実績がわかる書類（過去5年以内の契約書の写し等） 1部

- (2) 提出期限

3月14日（木）午後5時まで（必着）

- (3) 提出先

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16 逗子市総務部管財契約課

(4) 提出方法

上記提出先に、持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

7 企画提案書の作成要領

(1) 内容（項目）

企画提案書は、本実施要領及び仕様書を確認のうえ、作成すること。

(2) 企画提案書の書式等

ア A4判縦用紙、横書き両面、左綴じ印刷、文字サイズ 10.5 ポイント以上とする。

ただし、図表等の表現上、必要がある場合はこの限りでない。

イ 使用言語は日本語とする。

ウ 企画提案書本文の用紙枚数は、表紙、目次、索引を除き 20 ページ以内とする。

エ 1部毎にファイリング又はホチキス留めをすること。

(3) 留意事項

ア 企画提案書の作成により生じた諸費用について、本市は一切負担しない。

イ 提出物は、一切返却しない。

ウ 企画提案書提出後の提案書等の加除、差し替えは不可とする。

エ 企画提案書に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提案物の全部又は一部を使用できるものとする。

オ 提案書等は、逗子市情報公開条例（平成 13 年逗子市条例第 3 号）の対象となるため、情報公開請求により公開される場合がある。そのため、企業秘密など公開されることにより貴社が不利益を被るおそれのある情報が含まれないように注意すること。

カ 提案内容の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については提案者が負うものとする。

キ 参加者によるプレゼンテーションは実施しないが、企画提案書の内容について、本市がヒアリングをする場合がある。

ク 本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない（公開されている情報を除く）。

ケ 提案は、1者につき1提案とする。

コ 提案書の文面や画像から、事業者名が推測される記載を除くこと。

8 見積書の作成要領

提案金額は、当該施設の貸付料として市に支払う月額とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分

の10に相当する額を加算した額を見積書（様式3）に記載すること。

9 欠格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) 見積書に関して、下限額を下回った金額の場合
- (3) 本市へ提出した書類又はその内容に明らかな虚偽が認められた場合

10 企画提案書の審査

提出された企画提案書等を評価項目に従い、以下に定める方法により審査する。

- (1) 参加者が提出した「企画提案書」及び「見積書」の内容により採点、審査、評価を行い、その合計点の最も高い者を契約候補者として選定する。

また、合計点が2番目に高い者を次点とする。

- (2) 配点は100点満点とし、評価項目及び配点は次のとおりとする。

No	評価項目	配点
1	価格に関する事項	30点
2	事業計画に関する事項 ・事業の実施体制	10点
3	施設計画に関する事項 ・配置、デザイン、安全性、施工計画	20点
4	運営内容に関する事項 ・具体的な運営方法、保守管理等	25点
5	危機管理に関する事項 ・事故発生時の対応、運営の留意点等	15点
合 計		100点

- (3) 採点は、次のとおりとする。

特に優れた提案	5点
優れた提案	4点
標準的な提案	3点
標準より劣る提案	2点
標準より著しく劣る提案	1点

- (4) 合計点の算出方法は、採点×評価項目の配点/5を当該評価項目の点数とし、その総和をもって評価点とする。

【算出例】配点30点の項目において採点が4点の場合 $4 \times 30 / 5 = 24$ 点

- (5) 最低点は60点（採点者の平均点）とし、これを下回った場合には契約候補者とはならない。

(6) 最高得点獲得者が2者以上となった場合は、次の項目の順位に従い選定する。

- ① 評価項目のうち「価格に関する事項」の得点が高い者
- ② 評価項目のうち「運営内容」の得点が高い者
- ③ 評価項目のうち「施設計画」の得点が高い者

(7) 選考結果は、全ての参加者へ電子メールで通知し、ホームページで公表する。ただし、選考結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

11 契約

(1) 選考された契約候補者は、詳細の業務内容（仕様・価格等）について本市と協議を行った後、契約を締結する。

(2) 契約候補者が辞退等により契約締結ができない場合は、次点の者を契約候補者とする。

12 事務局

逗子市総務部管財契約課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16

電話 046-872-8138（ダイヤルイン）

FAX 046-873-4520

E-mail kanzai@city.zushi.lg.jp